

# 商工神奈川

2023

# 5

「やまじょう CAFÉ & RESTAURANT」取材しました!  
(有限会社山上蒲鉾店)



No.785

## Contents

4ページにこの内容を掲載しています!

〈巻頭〉令和4年度 組合設立状況	2
組合あてな	4
中央会トピックス	5
補助金のお知らせ	6
組合Q&A	9
情報連絡員の声	10
今月の逸品・編集後記・情報募集・PRひろば	13



“人を「<sup>つな</sup>ぐ」・組織を「<sup>むす</sup>ぶ」・地域を「<sup>つな</sup>ぐ”

神奈川県中小企業団体中央会

URL <https://www.chuokai-kanagawa.or.jp/>

# 令和4年度設立組合の概要

新たに10組合が設立されました！

## I 概 況

中小企業組合は、中小企業者が複数集まり、『相互扶助の精神』に基づいて共同で事業を行い、経営資源を互いに補完しながら課題解決を図ることで、中小企業者の経済的地位の向上を目指す連携体です。また、組合は地縁団体的性格も有しており、地場産業の振興や地域のまちづくりの推進等においても寄与してきました。近年は情報化、グローバル化、消費者ニーズの多様化等経営環境が大きく変わり、中小企業組合の役割も多様化しています。

令和4年度における神奈川県内の中小企業組合等の新規設立数は10組合で、組合の種類は全て「事業協同組合」でした。

## II 項目別設立状況

### 1. 設立組合数(各種組合の総数)

令和4年度の組合新規設立数は10組合であり、令和3年度(6組合設立)と比較すると増加しました。また、「外国人技能実習生受け入れ事業」を目的とした設立は10件のうち1件と減少傾向にあります。

### 2. 業種別の組合数

業種別による組合数は、「異業種」2組合、「建設業」2組合、「サービス業」2組合、「複合業種」1組合、「製造業」1組合、「医療・福祉業」1組合、「共済専門型組合」1組合となっています。

令和3年度は異業種による組合が多く設立されていましたが、令和4年度においては幅広い業種での設立が行われました。

### 3. 設立組合の地区

設立組合の地区は、複数都道府県が4組合、複数市町村が1組合、単一県が3組合、単一市町村が2組合となっており、令和3年度と同様、広範囲での設立組合が比較的多くなっています。

### 4. 設立組合の規模

設立組合の組合員数は、5人以下の少人数で組織する組合が5組合、6～10名が5組合となっており、少人数での設立割合が多い傾向ですが、設立時で10人を超える組合はありませんでした。

## 令和4年度設立組合一覧

組 合 名	成 立 年 月 日	業 種	地 区
協同組合カワサキデンセツ	令和4年 4 月 1 日	建設業	川崎市
ちよつとヨットマリーナビーチ事業協同組合	令和4年 4 月 1 日	異業種	神奈川県、東京都、大阪府、香川県
日本さくら協同組合	令和4年 4 月 1 日	異業種	神奈川県、東京都、福島県、山形県
A R T 共済協同組合	令和4年 4 月12日	共済専門型 組合	神奈川県、兵庫県、埼玉県、栃木県、 茨城県、千葉県、北海道 ほか
A D C 協同組合	令和4年 7 月 1 日	医療・福祉業	神奈川県、東京都、埼玉県、茨城県、 福島県、千葉県、愛知県 ほか
ユニバーリンク協同組合	令和4年 6 月29日	製造業	東京都、千葉県、埼玉県、愛知県、 三重県、茨城県、神奈川県
地域福祉葬祭協同組合	令和4年 9 月 1 日	サービス業	相模原市
建設発生土事業協同組合	令和4年 9 月 5 日	複合業種	栃木県、千葉県、東京都、神奈川県
湘南くらしの一座協同組合	令和4年 9 月28日	建設業	神奈川県
女性W e b マーケティング協同組合	令和5年 3 月 9 日	情報通信業	神奈川県、福岡県、沖縄県、東京都

※本会設立支援組合のみ紹介。その他県内で1組合設立がありました。

# 新設組合のよこがお

フレッシュな仲間をご紹介します。

New!!

## ちよつとヨットマリーナビーチ事業協同組合

住 所 | 横浜市中区新山下一丁目5番13号

代 表 者 名 | 松尾 省三

成 立 年 月 日 | 令和4年4月1日

地 区 | 神奈川県、東京都、大阪府及び香川県の区域

所管行政庁 | 神奈川県

組 合 員 数 | 9名

加 入 資 格 | (1) 床・内装工事業、情報処理・提供サービス業、家具・建具・じゅう器卸売業、不動産賃貸業(貸家業、貸問業を除く)、不動産管理業、旅館、ホテル、食堂、レストラン(専門料理店を除く)、スポーツ施設提供業、その他の娯楽業又は舟艇製造・修理業を営む事業者であること  
(2) 組合の地区内に事業場を有すること

出 資 金 額 | 3,400,000円

事 業 | 共同受注事業、共同購買・共同レンタル事業、共同宣伝・求人広告事業



### 組合の概要

昨今、マリーナやビーチを中心とした海のレジャー施設の運営やそれらを取り巻く様々な業種において、これまで以上のコストの低減や作業工程の合理化が強まり、既存の施設運営手法や集客マーケティング、人材採用などにおいて高度で新しいスキル・ノウハウ等が必要とされています。しかし、経営資源の問題や個別対応には限界があること、公共マリーナでの指定管理者等の受注に対しては法人組織としての位置づけを求められることが多いなどの課題を抱えていました。

今回、当組合を設立し、原材料や機材などの共同購買や事業に必要なプレジャーボート等の船舶、重機、キャンピングカーなどを組合で設備調達するほか、組合員間の閑散期に合わせた効果的な貸し出しを行うことで、スケールメリットによるコストの低減及び効率化を図っていきます。



# 組合あんてな



～145年の歴史を持つ小田原蒲鉾の老舗店～

## 有限会社山上蒲鉾店(小田原蒲鉾協同組合 組合員)が 「CAFÉ & RESTAURANT やまじょう」をオープンしました!

小田原蒲鉾協同組合の組合員である有限会社山上蒲鉾店が、令和4年9月16日に「CAFÉ & RESTAURANT やまじょう」をオープンしました。(有)山上蒲鉾店の工場2階にお店があり、小田原の海を眺めながらお料理やデザートを楽しむことができます。

(有)山上蒲鉾店は化学調味料無添加のおいしい栄養豊富な加工品を提供できるのが強みです。カフェ・レストランでもその強みを活かし、安心・安全で栄養豊富な体に優しい料理を提供しています。使用する食材は地元の無農薬野菜を使用する等、すべて安心・安全を基準に厳選しています。料理には蒲鉾や伊達巻等がアレンジして使用されており、練り製品の新しい食べ方が楽しめます。

### 【やまじょうワンプレートランチ】

新上(蒲鉾)のすり身を使ったテリーヌやいわしのつみれを使用したラタトゥイユなど自社の製品を使用してメニューを開発。野菜はお店のある小田原浜町の地下水で育てた無農薬野菜をメインに使用。本メニューは箱根旅館のシェフに協力を得て開発したおすすめメニュー。※時期により内容が異なります。



製造工場をリニューアルするにあたり工場の2階スペースが余るため、そのスペースを活かして飲食店をやってみようとなりました。当社の周辺には飲食店がなく、蒲鉾を購入するお客様から周辺に飲食店がないか質問されることが度々あり飲食店開業のニーズを感じていたことや、商品開発時にお客様の反応を見るテイストテストの場がほしいと思ったことがきっかけでカフェ・レストラン開業に至りました。開業から半年が経ち地元の方を中心にお客様が増えてきています。休日は満席で待ち時間があるためご予約がおすすめです。

### お問い合わせ先

CAFÉ & RESTAURANT やまじょう(小田原市浜町三丁目15番2号 2階)

TEL: 0465-24-3050

HP: <https://restaurant.yamajoukamaboko.co.jp/>



【HP】

～全店舗を制覇しよう!～

## 横浜銭湯スタンプラリー開催のお知らせ(横浜市浴場協同組合)

横浜市浴場協同組合では、横浜高島屋と連携して横浜銭湯スタンプラリーを実施しています。横浜市内の銭湯(組合員店舗)49箇所に設置されているスタンプをすべて集めた方に、全店制覇賞として横浜高島屋とコラボしたTシャツをプレゼントいたします。全店制覇賞以外にも、スタンプを10個以上集めた方向けに10スタンプ賞を準備しています。10スタンプ賞ではエントリーいただいた方の中から抽選で「タオル/キーホルダー/ペア入浴券」いずれかの商品をプレゼントいたします。イベント開催期間は令和5年4月26日(水)～8月31日(木)までです。皆さんぜひご参加ください。

### イベント詳細

- ・開催期間 4月26日(水)～8月31日(木)
- ・全店制覇賞の応募方法  
スタンプを集めたカードに名前・住所を明記し組合宛に郵送ください※プレゼントは先着順  
令和5年9月5日(火)締め切り(消印有効)
- ・10スタンプ賞の応募方法  
スタンプを集めたカードを各店舗の番台・フロントにお渡しください。

本イベントに合わせて令和5年4月26日(水)～5月9日(火)の期間に横浜高島屋にて「らぶ湯 yokohama」が開催されました。「らぶ湯 yokohama」では横浜市内にある50以上の銭湯施設のオリジナルサウナハットが販売され注目を集めました。

### お問い合わせ先

横浜市浴場協同組合(横浜南区高根町二丁目10番地)

TEL: 045-252-4193



らぶ湯 yokohama の様子

## 総会終了後の事務手続きについて

総会終了後、所管行政庁への届出など各種事務手続きが発生します。主な事務手続きを一覧にまとめましたので、ご参照下さい。

### ～総会終了後の主な事務処理～

- ◆ 決算関係書類の行政庁への提出：通常総会終了後2週間以内に、通常総会の議事録を添えて提出
- ◆ 役員変更届書の行政庁への届出：役員の変更があった場合には、その変更の日から2週間以内に所管行政庁に届出
- ◆ 税務申告及び納税：事業年度終了後2カ月以内に、通常総会で確定した決算に基づいて申告及び納税
- ◆ 代表理事の変更登記：代表理事の変更があった場合には、就任した日から2週間以内に法務局に変更登記申請をする。(同じ人が再選されても、変更登記は必要)<sup>\*</sup>
- ◆ 定款変更の認可申請及び登記：通常総会で定款変更をした場合には、速やかに所管行政庁に定款変更の認可申請をし、認可を受ける。(変更が登記記載事項の場合には、変更登記も必要)

<sup>\*</sup>代表理事は就任したときに変更登記する責任と、任期が終わるときに後任を選ぶ責任が発生します。前者をしなかった場合は「登記懈怠」、後者をしなかった場合は「選任懈怠」として過料の対象となる可能性があります。過料が科されるかどうかは、次の方法で決定します。

法務局で登記懈怠や選任懈怠を発見したときは、この内容を裁判所に通知します。裁判所では、裁判官が通知のあった内容を判断し、故意又は過失があると認められるときは過料を科すことを決定します。

過料が決定した場合は、過料決定通知が地方裁判所から代表理事(元代表理事も含む)個人宅に直接届きますので、受け取って驚かれる方も多いようです。

なお、この過料は行政罰で刑法上の「科料・罰金」とは異なりますので、いわゆる「前科」にはなりません。

### ◎所管行政庁への届出

項目	提出先及び部数
① 国の各省・各局所管組合	○各省・各局へ1部
② 神奈川県所管組合	○県産業労働局 中小企業部 中小企業支援課 団体指導グループへ1部
③ 市町村所管組合	○主たる事務所を管轄する商工担当課へ1部

<sup>\*</sup>なお、決算関係書類及び役員変更届出については、1部ずつ余分に提出し、受付印を受けて組合控として保管することを推奨いたします。

### ◎定款変更の認可申請先(総会の議決後遅滞なく)

項目	提出先及び部数
① 国の各省・各局所管組合	○各省・各局へ2部
② 神奈川県所管組合	○県産業労働局 中小企業部 中小企業支援課 団体指導グループへ2部
③ 市町村所管組合	○主たる事務所を管轄する商工担当課へ2部

### ◎変更登記

#### I 定款変更を伴わない場合

登記の種類及び主な添付書類	登記期間
① 代表理事の変更 ・総会議事録 ・理事会議事録	変更のあった日から2週間以内
② 出資金の変更 ・出資の総口数及び払込済出資総額の変更を証する監事の証明書	当該事業年度終了の日から4週間以内又は変更のあった日から2週間以内
③ 事務所所在地の変更 ・理事会議事録	移転の日から2週間以内

#### II 定款変更を伴う場合

登記の種類及び主な添付書類	登記期間
① 名称、地区又は事業の変更 ・定款変更認可書 ・総会議事録	定款変更認可書到達の日から2週間以内
② 事務所所在地の変更 ・定款変更認可書 ・総会議事録 ・理事会議事録	移転の日から2週間以内

☆お願い:定款変更認可申請書、決算関係書類提出書、役員変更届書は、中央会にも1部ご提出いただければ幸いです。

## 補助金のお知らせ

※制度の一部を抜粋して紹介しております。申請の際は必ずHP・要綱をご確認ください。

# 令和5年度 神奈川県ビジネスモデル転換事業費補助金の公募開始のお知らせ

県では、電気やガス等エネルギー価格や原材料価格の高騰等により、事業に影響を受けている中小企業者等が、脱炭素や適正な取引関係の構築などの取組を通じて、賃上げを含む新たな付加価値の創造を実現するため、県内の事業所で実施する既存事業から新事業(新商品や新サービス、新たな生産方式)への転換に要する費用の一部を補助します。

### 補助制度の概要

補助事業の内容	取組事例	補助率	補助上限額
新たな商品の開発又は生産、新サービスの開発又は提供、商品の新たな生産方式又は販売方式を導入する事業	自動車部品製造業を行っていたが、福祉介護用品製造に参入するための製造設備の導入 など	補助対象経費の3/4以内	3,000万円 補助対象経費(税抜) 100万円以上が対象

※同一事業内容で他の補助金の交付を受ける場合、本補助金の交付を受ける事はできません。

### 補助対象者

県内中小企業者等 ※詳しくは公募要領をご確認ください。

### 募集期間

令和5年4月1日(土)から令和5年5月31日(水)まで

### 補助金の申請等

公募要領及び申請書類については、県ホームページ([https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/r5\\_tenkan.html](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/r5_tenkan.html))をご確認ください。

### 問い合わせ先

#### 神奈川県ビジネスモデル転換補助金班

受付時間：平日9時から12時まで／13時から17時まで

電話番号：070-1187-0338、070-1187-0348、070-1187-0435、070-1187-0382、070-1187-0464



【HP】

### 横浜市内事業者向け

## 令和5年度中小企業デジタル化推進支援補助金

中小企業が生産性向上のために行うデジタル化にかかわる費用を補助します。

### 補助制度の概要

補助率：1/2 上限額：100万円 下限額：30万円

### 補助対象者の主な要件

横浜市が支出する補助金は市税を原資としており、市内事業者等の下支えに役立てるためにも「市内事業者に発注する補助事業者等に補助を行う」ことが原則となっています。補助対象経費として計上する経費については原則として市内事業者に発注してください。

- ・ 設備等を導入する拠点(本社、支社、工場、研究所部門等)横浜市内にあり、中小企業または個人事業主であること(みなし大企業は除く)
- ・ デジタル化によって生産性向上が見込まれること
- ・ 申請年度の1月31日(水)までに導入及び実績報告を行うこと
- ・ 創業から12月を経過していること
- ・ 申請前に中小企業デジタル化相談を受けること
- ・ 申請年度において本助成金の交付を受けていないこと
- ・ 令和4年度中小企業デジタル化推進支援補助金【導入型】、【発展型】の交付を受けていないこと

### 申請書の提出期間

令和5年5月10日(水)9時～10月31日(火)17時 ※上記期間中であっても、予算に達し次第募集を終了します。

### 問い合わせ先

#### 横浜市役所 経済局ものづくり支援課 デジタル化補助金担当

HP:<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/keieishien/capex/it-iot.html>



【HP】

横浜市事業者向け

# 令和5年度小規模事業者設備投資助成金

市内で事業を営む小規模事業者が生産性の向上のために行う、新たな設備等への投資に対する助成を行います。インボイス対応にも活用可能です！

## 助成率・助成限度額

対象経費の 1 / 2 (助成限度額10万円)

## 補助対象者の主な要件

- ・事業所、営業所等が横浜市内にある小規模事業者であること。
- ・申請日時時点で創業から12月を経過していること。
- ・以下の助成金の交付を受けていないこと。
  - ア 小規模事業者設備投資助成金(令和2、3、4年度)
  - イ 小規模事業者設備投資助成金【特別相談型】(令和2、3年度)
  - ウ 小規模事業者等省エネ・デジタル化支援補助金(令和4年度)

## 助成対象となる設備投資の主な要件

事業の用に直接供される、機械装置、工具器具備品、ソフトウェア又は建物附属設備等であって次の要件を満たしているもの。

- (1) 生産性の向上が見込まれる設備投資であって、業務上で用いるもの。
- (2) 原則横浜市内に住所を置く事業所からの購入であり、それが確認できること。
- (3) 交付決定通知日以降に契約(購入・発注)したものであること。
- (4) 1事業者1申請、購入品の品目が3品目以内であること。
- (5) 横浜市内の事業所、営業所等に設置すること。
- (6) 同一の設備等において本市及び他の公的補助制度の交付決定又は支払いを受けていないこと。

## 申請期間

令和5年6月1日(木)9時～令和5年9月29日(金)17時  
※上記期間中であっても、予算に達し次第募集を終了します。



[HP]

## 問い合わせ先

横浜市役所 経済局中小企業振興部 ものづくり支援課

HP:[https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/keieishien/capex/shokibo\\_setsubitoshi.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/keieishien/capex/shokibo_setsubitoshi.html)  
E-mail : ke-shokibo@city.yokohama.jp TEL : 045-671-3489

商店街向け

# 令和5年度神奈川県商店街等プレミアム商品券支援事業費補助金の募集

地域の消費を喚起することにより、物価高騰等の影響を受けている商店街の活性化を図ることを目的として、商店街団体等が実施するプレミアム商品券発行事業を支援するための補助金の募集を開始します。これまでご申請されなかった商店街団体等も、ぜひこの補助金をご活用ください。

「商店街等プレミアム商品券支援事業費補助金」概要	
補助対象者	商店街団体等
対象事業	商店街団体等が実施するプレミアム商品券発行事業
補助対象経費	・プレミアム商品券のプレミアム(割増)分 ・プレミアム商品券の券面の発券に係る印刷費 ・プレミアム商品券発行事業の周知に係る広告宣伝費
補助率	補助対象経費(消費税及び地方消費税を除く)の4分の3以内
補助額の上限及び下限	上限 ・1商店街(令和5年4月1日時点の正会員数が40以下の団体)当たり 100万円 ・1商店街(令和5年4月1日時点の正会員数が41以上の団体)当たり 200万円 ・近接する複数の商店街団体等が連携して実施する場合、最大500万円 (注記)ただし、上記の正会員数に応じた上限額は、連携して実施する場合にも適用されます。 下限 15万円
主な補助要件	・商店街の活性化に対する意欲があること ・令和5年4月1日時点で、規約・会則等により代表者の定めがある組織で構成されており、かつ、3か月以上の活動実績があること ・商店街の歩行者通行量、売上高及び地域住民の満足度等の事業実施効果が継続して見込まれること
アドバイザー派遣	円滑な事業実施等のために、希望に応じて専門家をアドバイザーとして派遣します。
募集期間	令和5年4月20日(木曜日)から12月1日(金曜日)まで(消印有効)

## 本事業の問い合わせ先

神奈川県 産業労働局 中小企業部商業流通課 商業まちづくりグループ

TEL : 045-210-5612

詳細はHPをご確認ください ▶ <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2w/corona/r5premiumshien.html>



[HP]

# 「IT導入補助金2023」のご案内

## 通常枠(A・B 類型)

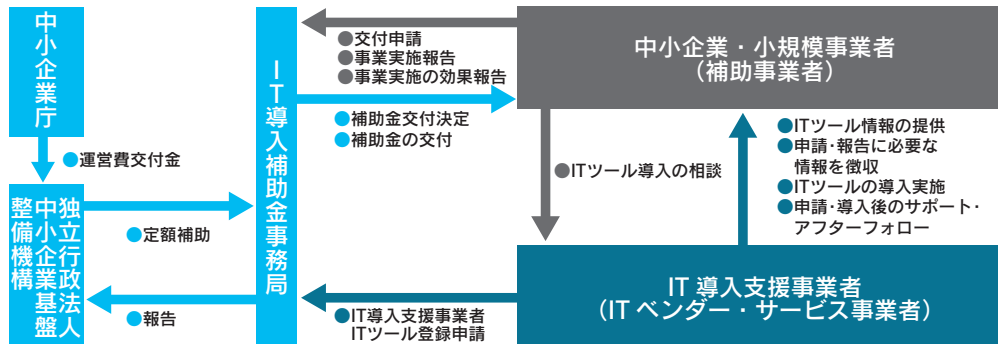
中小企業・小規模事業者等のみなさまが自社の課題やニーズに合った IT ツールを導入する経費の一部を補助することで、みなさまの業務効率化・売上アップをサポートするものです。  
自社の置かれた環境から強み・弱みを認識、分析し、把握した経営課題や需要に合った IT ツールを導入することで、業務効率化・売上アップといった経営力の向上・強化を図っていただくことを目的としています。

## セキュリティ対策推進枠

中小企業・小規模事業者等のみなさまがサイバーインシデントが原因で事業継続が困難となる事態を回避するとともに、サイバー攻撃被害が供給制約・価格高騰を潜在的に引き起こすリスクや生産性向上を阻害するリスクを低減することを目的としています。

## デジタル化基盤導入枠(デジタル化基盤導入類型)

中小企業・小規模事業者等のみなさまが導入する会計ソフト・受発注ソフト・決済ソフト・EC ソフトの経費の一部を補助することで、インボイス対応も見据えた企業間取引のデジタル化を推進することを目的としています。



### 補助対象者

中小企業(飲食、宿泊、卸・小売、運輸、医療、介護、保育等のサービス業の他、製造業や建設業等も対象)

### 補助対象経費

ソフトウェア購入費、クラウド利用料、導入関連費、デジタル化基盤導入枠(デジタル化基盤導入類型)は左記に加えハードウェア購入費が対象

※ HP にて公開予定の IT ツールが補助金の対象です。(一部のハードウェアを除く)

### 補助金の上限額・下限額・補助率

	通常枠(A 類型)		通常枠(B 類型)	セキュリティ対策推進枠	デジタル化基盤導入枠	
					デジタル化基盤導入類型	
補助対象経費区分	ソフトウェア購入費・クラウド利用料(最大2年分)・導入関連費			サービス利用料(最大2年分)	ソフトウェア購入費・クラウド利用料(最大2年分)・導入関連費	
補助率	1/2 以内			1/2 以内	3/4 以内	2/3 以内
上限額・下限額	5万円～ 150万円未満		150万円～ 450万円以下	5万円～ 100万円	下限なし～ 50万円以下	50万円超～ 350万円

### ハードウェア購入費用(デジタル化基盤導入類型)

ハードウェア購入費	PC・タブレット・プリンター・スキャナー・複合機:補助率1/2以内、補助上限額10万円
	レジ・券売機等:補助率1/2以内、補助上限額20万円

### 事業スケジュール(予定)

通常枠	2次締切分	締切日	6月2日(金)17:00
セキュリティ対策推進枠	2次締切分	締切日	6月2日(金)17:00
デジタル化基盤導入枠(デジタル化基盤導入類型)	2次締切分	締切日	5月16日(火)17:00
	3次締切分		6月2日(金)17:00

補助金の詳細については  
ホームページにてご確認ください



<https://www.it-hojo.jp/>



[HP]

### お問合せ先

サービス等生産性向上 IT 導入支援事業 コールセンター

TEL : 0570-666-424 IP 電話等からの TEL の場合 : 042-303-9749

受付時間 9:30～17:30(土・日・祝日を除く)



組合運営に関するよくある質問に、本会の無料個別専門相談を担当している、弁護士、税理士・公認会計士・社会保険労務士の先生方がわかりやすくお答えします！

# 組合 Q & A 第68回



横浜北仲通り法律事務所  
弁護士  
池田賢史 先生

**Q.** 行方不明の組合員がいます。組合からの通知が届かず返送されてしまいます。脱退手続の進め方について教えてください。

**A.**

- 1 「組合員が行方不明で連絡が取れなくなっていて対応に困っている」というご相談は、とても多いです。行方不明になっている組合員を脱退させるには、どのようにすればいいのでしょうか？  
方法としては、大きく分けて、法定脱退とするケースと、除名とするケースの2つあります。

- 2 組合員が行方不明となっていることに伴い、賦課金の滞納等有る場合には、定款の定める除名事由があるでしょうか(定款参考例で言えば「経費の支払いその他本組合に対する義務を怠った組合員」)、その組合員を組合法及び定款の定めに従い、除名とすることが可能です。この場合の手続は、法人組合員の場合も、非法人組合員(個人事業主)の場合も同じです。

ここで問題になるのが、除名を決議する総会の招集通知と、除名決議をした後の除名通知を、行方不明の組合員に送ることができない(届かない)ことです。

それでも、弁明の機会を与えた、除名を通知した、と言えるのでしょうか。

この点、組合法は50条1項で「組合の組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載し、又は記録したその者の住所にあてて発すれば足りる。」と規定し、2項で「前項の通知又は催告は、通常到達すべきであった時に到達したものとみなす。」と規定しています。

つまり、除名とした組合員が組合に届け出ている住所に通知を発すれば、それが届かなかつたとしても、通知は通常到達すべきであった日(厳密な決まりはありませんが、おそくとも3~4日で届くでしょう。)に到達したものとみなして、組合員を除名にすることができるのです。

- 3 賦課金のない組合などで、行方不明となっている組合員に除名事由がない場合はどうでしょうか。

この場合には、行方不明となっている組合員を法定脱退にできないか、を考えれば良いでしょう。

そのためには、当該組合員に「組合員たる資格の喪失」(組合法19条1項1号)もしくは「死亡又は解散」(2号)がないかを調べる必要があります。

非法人組合員が死亡しているかどうかは、住民票

の除票などを役所で取り寄せることで調べることができます。

法人組合員が解散しているかどうかは、法人の登記事項証明書で調べることができます。登記事項証明書の記載から、当該法人がすでに解散し清算登記がされている場合には、そこに記載された解散日が法定脱退日となります。すでに当該法人の清算手続きが終了し、現在事項証明書が取得できない場合でも、閉鎖事項証明書という書面を取得することにより解散日を調べることができます。

では、登記事項証明書上、解散したかどうか不明の状況のまま行方不明になっている法人組合員の場合には、どのように処理すればいいのでしょうか？

この場合には、組合員たる資格の喪失による法定脱退(同1号)として処理する方法が考えられます。

組合員が行方不明で、組合員が組合の地区内において事業を営んでいることが確認できないでしょうから、定款に規定された組合員資格を有さないとして、組合員たる資格の喪失による法定脱退で処理するという方法です。

では、この場合、いつの時点で組合員たる資格が喪失したとして、法定脱退処理をすれば良いのでしょうか。

まずは、組合員名簿に記載された住所地の現状を写真撮影して把握することが重要です。できれば2~3週間程度間隔をあけた2つの時点での状況を撮影してください。

これと同時に、組合員名簿に記載された住所地に、書留郵便と普通郵便(特定記録)の両方で、法定脱退を予告する通知を出してください。

このいずれの時点においても事業を営んでいる形跡がないのであれば、写真撮影をした後の方の日付あるいは郵便物が返送されてきた日付の遅い方の日付をもって、組合員たる資格が喪失しているとして処理するのが適切です。

法定脱退とする日付については、理事会で議決を取り、理事会議事録に残しておくといいでしょう。

- 4 法人の登記事項証明書を取り寄せることはどなたでもできますが、他人の住民票や除票を取り寄せることは基本的にはできません。その場合には、弁護士など専門家にご相談の上、調査することをおすすめします。

## 組合個別 専門相談

● 通常相談は無料、秘密厳守 ●

■ 次回日程

◎ 法律、税務・経理、労務

令和5年

6月7日(水)

「zoom」による  
オンライン相談  
もできます。

午後1時~4時 本会会議室にて

● 電話予約をお願いします。 本会 組合支援部 TEL:045-633-5132

製造業

食料品

**パン** コロナ・インフルエンザも少なく、給食は順調推移。市販・イベント等も、天候にも恵まれ少しづつ上昇傾向。しかし原材料・水道光熱費のアップの負担が大きく、収益状況は厳しい状況。

**酒造** 令和5年2月の清酒課税移出数量の特定名称酒は対前年比115.92%と上回った。内訳は吟醸酒118.27%、純米吟醸118.02%、純米酒112.55%、本醸酒121.02%となった。特定名称酒以外の普通酒は対前年比123.69%と上回り、合計で対前年比116.82%と前年を上回る結果となった。

**ひもの** 新型コロナの規制緩和と桜開花の早まりで観光客相手の土産物に回復が見られるが原料等諸物価の値上がりで業界全体での収益は厳しい状況に変わりない。このことは「3月に入り一段と収益が厳しくなっている」と感じている組合員は多い。加えて、原料である魚の水揚げが少ないため仕入価格が値上がりし収益を圧迫している。魚の水揚げはこの先も期待できず更なる経営の悪化を懸念している。

**製麺** 今月に入ってやっとマスクの着用が各自判断になったので所謂コロナ禍が終わったのかなと実感できてきた。後は5類になればよいよコロナ前になるのかと期待している。来月の末は大型連休に突入するのでその頃には飲食を伴うイベントも再開して、初夏の陽気に誘われてまた人々が集まってもらいたい。今月は月の前半は桜が史上最速で開花するなど暖かい日が続いたのでよかったと思うが、後半は一変冷たい雨が続き人の動きはいまいちだったと思う。

木製材

**家具** ウッドショック以来の木材高騰自体は1年超となり鎮静化。しかし副資材・運送費などすべてが上昇している。対抗策として企業は販売価格の値上げに踏み切らざるをえないが、多くの中小企業は苦慮している。人材不足の状況にあるが、中小企業にとって、賃上げ余力は乏しいのが実情である。家具の小売り実績は、昨対を割っている。また、緊急融資の据え置き期間が終了し、元金返済開始に苦慮している業者も出てきている。柔軟な対応を期待している。

印刷

**製本** 3月最繁忙期は例年並みの仕事量であった。価格は少しずつ上げられてはいるものの製造コストの上昇はそれ以上で収益性は増々低くなっている。3月末で廃業した同業社・関連業者も多く、業界の景況は増々悪くなっている。5月から新型コロナも5類に引き下げられ需要が回復することに期待したい。

**印刷** 日本製紙連合会はこのほど、「2023年2月紙・板紙需給速報」を発表した。紙・板紙の国内出荷は前年同月比4.7%減、6ヶ月連続のマイナス。グラフィック用紙は6.4%減、13ヶ月連続のマイナス。パッケージング用紙は2.1%減、5ヶ月連続のマイナス。紙・板紙計主要品種はマイナス。紙・板紙の在庫は前月比28千トン減、2ヶ月ぶりの減少。グラフィック用紙は26千トン減、5ヶ月連続の減少。パッケージング用紙は12千トン減、2ヶ月ぶりの減少。衛生用紙は10千トン増、2ヶ月連続の増加。グラフィック用紙では、塗工紙が減少。パッケージング用紙では、段ボール原紙が減少。

化学・ゴム

**石油製品** 組合員に今月の景況を伺ったところ、「原材料費や荷役運賃等の値上げ分の転嫁が課題であるとともに、収益が厳しい中、賃上げ期待もあり、体質改善が必要」と話していた。また、他の組合員は、「輸入原料の建値は値下がり傾向になりつつあるが、為替は未だ円安気味であり、トータルの原料調達コストはあまり好転していない。一方、ユーザーからは早くも値下げ交渉がスタートしており、4月からの販売価格をわずかに値下げした。」との情報も寄せられた。

土石製品

**砕石** 生産資材、電気料金等の急騰で骨材の価格設定を得意先をお願いしているが、まだ至っておらず引き続き要請していく。骨材の出荷はようやく前年並で推移している。

鉄鋼

**工業塗装** 当社では防衛省向け製品が多いが、令和4年度分の受注が終了し、令和4年12月から受注が低迷している。令和5年度分の発注が5月連休明けから開始されるという情報がある。それ以降は、防衛予算の増額により数年に渡って受注は増加すると思われる。単価UPはできたが、製産における電気、ガスが値上がりしているため、収益は不変である。

金属

**工業団地（相模原市）** 操業を反映する3月の共同受電使用量は、前月比-3.17%（前年同月比-9.22%）となった。4/下期の電力使用量は前年同月比-5.06%、料金では前年同期比+56.77%となる。共同利用工場にて操業している精密部品加工業者（非組合員）は業績不振により自己破産の手続きに入った。

**工業団地（相模原市）** 商用自動車（トラック・バス）での部品納入が遅れている。受注は旺盛ではあるが完成車の製造に影響がでている。

**工業団地（伊勢原市）** 年度末で収益改善を狙った在庫調整が感じられる。自社の生産拠点の統廃合を実施する企業がある。

**金属製品** 2月・3月は生産調整もありうるので受注及び売上が減少。中小企業は人手不足な状況も変わらず。外国人材を模索する企業もある。

その他の製造業

**工業中心の複合業種（川崎市）** 今年度年度末は例年に比べ受注は減少傾向となった。高騰の続いている電気料金だが、各企業とも経費の圧迫となり、各々節電、電力会社の変更等対策しているが、今後の値上がり状況によってはかなり厳しさは増してくる。

**工業中心の複合業種（川崎市）** 半導体関連の動きが活発化されているが納品に時間が掛かっている。コロナ禍の生活環境の変化により受注変化への対応が求められる。原油、原材料の高騰が顕著であるが価格転嫁の遅れにより収益改善は進まず。

**工業中心の複合業種（厚木市）** 毎年、年度末は出荷が減少し、在庫が増える。

**菓子卸** 売上は変わらず3割減が続いている。原材料としての卵の不足と価格の高騰により、メーカーの休販などがあり、売る物がない状況があるようだ。

**卸団地** 売上については前年同月比で増加となったが、新型コロナ禍以前（3年前）と比較した場合、依然減収している状況。（一部企業では3年前比増収となっている）取扱商品・販売ターゲットによって業績格差が顕著に表れている。アフターコロナによる世界的な需要増とロシアのウクライナ軍事侵攻等による原油高、半導体不足・小麦不足等によって、海外調達遅延、仕入価格上昇、物流経費増加によって変動費が上昇し、収益悪化が表れている。現時点では材料等仕入れ価格の上昇を販売価格に一部転嫁実現できた企業もあるが依然中小企業の大半が転嫁することが厳しい状況。（売上先により格差がある。）物価高騰の変動費上昇分を売上転嫁できるか否か、特に中小企業の事業継続の鍵を握るものと思慮。

**リサイクル（横浜市）**【新聞古紙】ロシアからインドへの製品（新聞巻取）輸出の回復を受け、韓国及び東南アジアの新聞用紙メーカーでは製品及び古紙在庫が余剰している。各メーカーは在庫調整を行っており、2月以降日本からの調達を大幅に削減しているが新聞古紙の発生自体が減少していることから古紙需要国での在庫調整が進み、調達が再開されれば大幅な価格下落はないものと予想される。  
【雑誌古紙】新聞古紙同様在庫が余剰しており、日本からの調達量を大幅に削減している。3月下旬以降の発生期に加え、国内メーカーの調達量も削減されることから雑誌古紙は行き場を失う可能性が出てきている。在庫調整は4月いっぱいかかり、日本からの調達再開はGW以降になる見通しと予想される。  
【段古紙】旧正月明けの契約再開後、中国経済回復への期待感により一時的に上昇したものの中国経済は依然として低迷、中国経済の低迷が続く限り東南アジア及び台湾市場での市場好転は困難であると思われる。

**リサイクル（大和市）** 古紙市況は年度末の発生増加が見込まれているが、現状は国内の紙製品の需要低下により問屋在庫も低水準となっている。輸出も後退傾向にあり、アジア向けの新聞、雑誌の価格が下落している。新年度を迎えるが、内外向けとも古紙の需要環境は厳しい状況が続くことが予測されている。鉄スクラップ市況は3月前半はアジア向け輸出市況が好調で、価格も上昇基調にあったが後半に入り、為替相場の円高ドル安を背景に市況反発の動きが見られている。アルミ市況は主力需要業界である自動車産業の生産調整等で軟調傾向が顕著になってきている。

**料理材料卸** 前年同月比では120%程となっている模様。コロナ前と比較すると85%~95%と相変わらずで、先月と同様に食品値上げ分を考慮すると5%~8%程度物量から見て下がっていると考えられる。マスク規制も緩和され明るい兆しは見えているものの、卸価格の価格上昇分の転嫁も十分ではなく、物価高から消費者の節約志向は高まっており外食回数も控える傾向にあるように思われる。また5月からのコロナ融資返済も始まり外食店も我々卸売業もまだまだ予断を許せない。また、人手不足も著しく募集しても配送業務に携わる人材は確保できていない。今後の業務に支障をきたすこととなり、納品業務の見直しに追われている。

**菓子** 大分、コロナ前にもどる。

**化粧品** 野球の大谷選手がCM契約している化粧品メーカーのある商品がバカ売れしている。恐るべき大谷効果だが、業界全体としては相変わらず厳しい状況である。

**電化製品** 日本電機工業会は民生用電気機器の2022年（暦年）国内出荷実績を発表。出荷金額は前年比102%の2兆5724億円、ルームエアコンは905万9千台前年比96%、冷蔵庫は368万1千台前年比97.4%、洗濯機は437万3千台、前年比94%。台数ではダウンしているが省エネ、高付加価値商品の販売増で金額でカバーできた。

**食肉** 鳥インフルエンザの影響で、卵だけでなく、鶏肉の高騰が続いている。

**青果（小田原市）** 令和4年度の青果業界を総括すると、ロシアのウクライナ侵攻に端を発した海上物流費の高騰が、比較的安価で出回る輸入品の価格を円安と相まって高値に押し上げ、又温暖化による異常気象がともに影響するこの業界では収穫量の減少や生育不足で品不足に落ち入ることが多かったように思える。ただ品不足の時には、仕入れ価格はただちにはね上がり、売上額は維持するものの利益額が伴わないため、小売の状況は厳しいものであった。

**青果（横須賀市）** 3月は天候も安定し、気温の上昇と共に大型野菜中心に、比較的育成順調であったが、生産、輸送コストの上昇で、入荷状況は思ったより少なく、一部干ばつの影響で高騰した物もあったが、相場は例年並みであった。輸入果実、野菜については、世界的な異常気象により依然高値が続いている。青果小売販売は業務需要の低迷が続き、一般消費も他食品の値上げの影響を受け、厳しい状況であった。総体的に取扱量102%・取扱高90%であった。

**鮮魚** 市場への入荷量が少ない。全国的に漁獲量が減少しているようで「養殖」が話題になることが多くなった。輸入・冷凍魚の価格は一旦落ち着いているようだが新年度になってどうなるか？

**燃料** 短期的な原油価格の見通しはバーレル当たり75ドル~85ドル(ドバイ)で油価下落傾向がみられる。この要因は欧米の金融不安を受けてのことと見られ、円高ドル安も進んでいることが要因と考えられる。

**共同店舗** コロナより回復の兆しは見えてきたが、まだまだ先が見えない。また、仕入価格が値上げとなって収入が少ないが支出が大となっている状況。

**タイヤ販売** 令和5年4月より、タイヤの値上げが発表されている。乗用車用タイヤで約6%、トラック・バスで8%と1年前の令和4年4月と令和4年9月に値上げされ、1年で3回の値上げが行われたことになる。値上げ前の駆け込み需要で3月は少しづつだが売上が上がっているが、先行きの見えない値上げの影響で今後の需要に不安が残る。

**商店街（川崎市）** 今月はコロナの感染状況は減少傾向にあり少しずつ減ってきている。天候も暖かめに推移しているため、昨年比へ全体的に良いお店が多いようだが、仕入価格や公共料金の上昇により利益は厳しいお店が多いようだ。

**商店街（横浜市）** 原料費の高騰を価格に転嫁できない店も多い。人員不足で人件費も高くなり苦戦している所も多い。

**商店街（横須賀市）** 3月13日(月)よりマスク着用ルールが3年ぶりに個人の判断に緩和され平常にもどつつある。賑わいもコロナ前に近づきつつあり、商売に結びつく効果を期待したい。一方、今後感染拡大の影響も懸念される。

**商店街（藤沢市）** コロナ禍は収束に向かっているが、商店街店舗では、好景感の格差が広がっている。個店販促の強化、様々なキャッシュレス決済の導入店舗では、一定の売上を確保している。逆に、未だ営業時間短縮などのコロナ禍での対応を継続している店舗では売上減少と共に、経費増（光熱費上昇分）を販売価格に転嫁できず、収益は悪化の傾向にある。

**温泉旅館・ホテル** インバウンドの急増と卒業旅行等の需要で連日満室の施設が多く見られた。インバウンドの増加は、宿泊単価の上昇をもたらす恩恵もあるが、到着後にベジタリアン、宗教上の食事制限等の申し出があり、対応に苦慮する事例も報告された。

**医療業** 全国的にはコロナの回復傾向にあり、国民もコロナへの対応や慣れにより、上手に対策を立てられるようになってきている。私たち医療機関は国民の信頼の中でのみ、医療活動が有効であることを学んでいる。コロナでの国民の対立構造がなされないように、今後もしっかりと医療・介護、福祉の分野で活動を堅持したい。

**ファイナンシャルプランナー** 決算の準備、総会準備に忙しい時期をむかえ、並行して来期の活動計画を仕上げる多忙な時期であるが、来期こそ新分野に進出をいたい。

**情報サービス業** 売上は年度末までは順調である。来年度の単価交渉がほぼ完了し、一部を除いて通年以上の単価UPをしていただいた。来年度の質上げ（ベア）をどのようにするか継続検討し、通年以上となるように詰めていく予定である。

**建設設計** 建築業界では資材の高値安定が継続している。設計において建築関連業界では高齢化の問題が顕著になり後継者がいないことにより廃業に追い込まれる事務所が増加している。建築に興味のある若者を如何に増やすかが大きな課題となっている。その他、小規模な改修計画は随時公表されている。

**柔道整復師** Covidの軽症化や感染が減少したこと、マスクは基本的に自己責任ということが始まり、そこへWBCで日本が初優勝したことが起爆剤になり、少しずつ新患が戻りだしたが、いまだ業界は予断を許さない状況である。対前年同月比では昨年11月の神奈川県柔道整復師療養費の総請求は対前年同月比で91.9%となっていることから年度が変わり、少しは上昇してくれることを願うばかりだ。金融機関での貸し流しや医療機器メーカーのローンが組めないなどといった情報が少しずつはいつてきている。業界は療養費に頼らず、自費診療に移行することが必須となってきているようにも感じる。また、厚労省より柔道整復師に対して支給されるといわれているマイナンバーカードの読み取り装置は、いまだ届いておらず、今月中に使用できることはかなり難しいといえる。

**自動車整備業** 大手損害保険各社は2023年4月以降、整備業者に支払う修理工賃を大幅に引き上げる。そのことが要因としてなのか、整備の需要が増えている。

**管工事** 年度末の決算期でもあり、民間需要は増加傾向にある。景気も上向き収益も少しは好転してきた。公共工事においては更なる発注の平準化に期待する。

**電気工事** 原材料の納期遅延、未定による工程への影響が大きい。大型案件の受注減。

**空調設備工事** まだ神奈川全体の大型工事は少ない。夏以降は出てくるかなと思われる。小規模工事などは多く取るようだ。材料の値上げなどで利益が減少しているとの話が出ている。

**畳工事** 昨日（令和5年3月31日）当組合理事・事業委員会を開催。理事達に仕事量について話を聞いたが気候がよくなって仕事が出てくるのだが、今年是一般のお客様の仕事がかなり少ない。コロナ禍が緩和されてきて、遊興費に費やされているような気がする。3月5日の組合展示会も、昨年秋と同程度の売上があった。4月に入って仕事増に期待。

**道路貨物（厚木市）** 1月に荷量が落ち込んで3月に入っても増えてこない。飲料を主とする食料品関係のスポット輸送は前年同期の5割まで落ち込んだままである。長距離については働き方改革を進める影響のせいか、対応できる業者が少なくなってきた。地場輸送については中小型車を主に荷量は回復しているが、大型車の需要は減っている。4月より大型車をターゲットとした高速道路での自動軸重計での取締りが始まるため、大型車両の輸送については益々厳しい状況となることが予想される。

**道路貨物（横浜市）** 3月決算月のため、在庫調整により、出荷を控えている企業が多い中、一般貨物も地場・長距離輸送は前年比微増。海上コンテナは貨物の品目と発着地により好不調が見られる。また、人員不足の常態化により、稼働率が低下し、収益を圧迫している。

**電気工事** 羽田空港における景況はコロナウイルス感染拡大前の7割程度まで回復している。特にインバウンドの需要増加が顕著である。

**歯科技工** 3月に入り技工製作料の値上げを各事業所で聞くようになった。原材料の高騰と電気、ガス代等の値上がり、8割が免税事業者の歯科技工所はインボイス制度への対応も関連があると思われる。厚労省の施設動態調査によると令和4年12月末前年同月比の全国歯科診療所数の動向では、開設者別歯科診療所数の個人は5万643施設824減少、医療法人は1万6351施設573増加となっている。

**不動産** 今年は人事異動が解禁されたためなのか特に賃貸需要は非常に好調。しかしながらこの時期を越えると厳しくなる見通し。相変わらず家賃滞納が増えている。コロナの影響自体は今後も続くと思われる。

景況天気図 (前年比)	売上高	在庫数量	販売価格	取引条件	収益状況	資金繰り	設備操業度	雇用人員	業界の景況
	全体	-1.4%	-10.9%	37.8%	-12.2%	-31.1%	-24.3%	-14.3%	-17.6%
製造業	-9.5%	-14.3%	38.1%	-9.5%	-52.4%	-23.8%	-14.3%	-4.8%	-23.8%
非製造業	1.9%	-8.0%	37.7%	-13.2%	-22.6%	-24.5%	—	-22.6%	-24.5%

**【天気図の見方】** 各景況項目について「増加」(または「好転」)業種割合から「減少」(または「悪化」)業種割合を引いた値(KJI)をもとに作成。その基準は次の通りである。ただし、在庫数量はKJI値プラスの場合には雨、マイナスの場合には晴れの方向に表した。KJIとは、「神奈川県情報連絡員調査指数」の略である。



※この業界情報は、県下74名の連絡員からの情報をもとにしております。

# 逸 今月の品

『かながわの名産  
100選』より



## #68 湘南しらす丼

相模湾の特産品であるしらすは、湾内の各浜の漁港に水揚げされ様々な料理で味わうことができる。中でも「しらす丼」は地域限定グルメとして有名。

こちらのコーナーは「かながわの名産100選」より抜粋しています。  
「かながわの名産100選」は県 HP (<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ya3/cnt/f300096/>)でもご覧になれます。

記事に関するお問合せはこちら  
神奈川県 国際文化観光局  
観光課国内プロモーショングループ  
TEL : 045-210-5767(直通)

## 編集後記

今年度の商工神奈川は3人で作成予定です。今年度も取材のご協力よろしくお願いたします。

編集後記の犬の掲載は私が担当する月のみとなるため、3カ月に1度になります。お楽しみいただいている方、申し訳ございません。

情報調査部担当者



## 情報募集

『商工神奈川』に  
組合の情報を掲載しませんか？

- ★イベントの告知をしたい
- ★組合の事業を紹介したい
- ★取材に来てほしい



お気軽にお問合せ下さい！

【組合の情報掲載に関するお問合せ】  
情報調査部 TEL:045-633-5134  
もしくは組合担当者まで



中央会後援イベント

## 2023 OUR KANAGAWA 私たちの神奈川 (展示・商談会参加募集)

神奈川県内の中小企業様が有する魅力的で、オリジナリティあふれる商品を、神奈川県内にかかわるチェーンストア・コンビニエンスストア・専門店等の仕入れご担当者(バイヤー)様、および輸出商社様を紹介する場として『2023 OUR KANAGAWA 私たちの神奈川』を開催いたします。

自社の商品の販路拡大や新規取引先開拓のビジネスチャンスの場として、ぜひこの機会にご参加ください。

### 詳細

- 開催日時 令和5年9月13日(水) 11:00~16:00
- 開催場所 神奈川県中小企業センター14階(横浜市中区尾上町5丁目80番地)
- 参加費 1ブースあたり(長机半分程度)5,000円(税込)
- 対象品 神奈川県に関連する食料品、飲料等全般
- 主催 OUR KANAGAWA 実行委員会
- 問い合わせ先 OUR KANAGAWA 実行委員会事務局 担当:大曾根  
TEL:090-8729-1489 Email:nature55541312@gmail.com

※お申込みについては本会組合支援部(TEL:045-633-5132)にお問い合わせください。申込みは先着順です。

経営者・役員・従業員とそ  
 のご家族の  
 安心の保障を準備するた  
 めに  
 中央会の共済制度をご活  
 用ください。

BEST PARTNER  
 大樹生命



従業員のための  
 退職金準備に  
 特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、  
 安定した退職金準備が  
 できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社  
 大樹生命保険株式会社



経営者・従業員のための  
 万一の保障  
 団体扱生命保険

団体扱\* (月払)の場合、  
 一般扱 (口座振替月払等)で  
 ご契約いただくよりも、  
 保険料が割安になります!

オーナーズプラン

経営者の  
 各種リスクマネジメントのために

パートナーズプラン

役員・従業員の皆さまの  
 保障準備をサポート



業務上の災害への備えに  
 業務災害補償保険

事業活動にかかわる  
 従業員さまのケガなどのリスクに  
 対してお役に立つ保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社  
 三井住友海上火災保険株式会社  
 業務災害補償保険 取扱代理店  
 大樹生命保険株式会社



- \* 団体扱とは、神奈川県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。
- ※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせください。
- ※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおりー約款」および神奈川県中小企業団体中央会の「退職金共済規程(規約・規則)」等を必ずご覧ください。

大樹生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社

横浜支社 〒221-0056 神奈川県横浜市神奈川区金港町1-4 横浜イーストスクエア9F TEL:045-345-4201  
 横浜北支社 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜3-7-3 リーフスクエア新横浜ビル8F TEL:045-474-4780  
 湘南支社 〒251-0025 神奈川県藤沢市鵠沼石上1-5-4 大樹生命藤沢ビル6F TEL:0466-23-3721  
 町田支社 〒194-0022 東京都町田市森野1-7-23 大樹生命町田ビル4F TEL:042-722-6368  
<https://www.taiju-life.co.jp/>

大樹-KB-2019-1064 (損保)A-2021-101 (2021.4)  
 R-2021-1001 (2021.4)



神奈川県中小企業団体中央会  
ビジネスJネクスト制度のご案内



－団体業務災害補償保険制度－

従業員や企業を巡るトラブル、  
貴社の備えは万全ですか？

従業員が病気となり、退職を相談された際に、  
**治療と仕事の両立をサポート**はできていますか？

社長！！作業中に高所から落ち、従業員が亡くなりました！



社長！！病気にかかった従業員から退職の相談が増えています！

社長！！セクハラにより会社が訴えられています！！

社長！！不当解雇が原因で損害賠償請求をされています！！



日本の高齢化は年々進んでおり、2030年には**人口の3分の1が65歳以上**の高齢者になる見通しです。  
高齢になるほど入院する割合は増加傾向にあり、**特に55歳以上で増加**が目立ちます。  
『福利厚生の充実』『健康・働き方への配慮』が求められています。

判決容認額	年	年齢	業種	態様	備考
1億6,700万円	2019年	開示なし	市立病院	医師が過労死	過労死
1億9,400万円	2010年	35歳	レストラン	「名ばかり管理職」が過労により意識不明	脳疾患後遺障害
1億8,989万円	2008年	33歳	製造業	異動後の過重な業務により脳内出血で意識障害	脳疾患後遺障害

●このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

詳しい内容をお知りになりたい場合には、三井住友海上（045-274-8916）にお問い合わせください。

貴社名		所属組合名	
ご住所			
ご担当者名			
TEL		FAX	
ご相談内容	1. 見積りが欲しい 2. 説明が聞きたい 3. 加入したい		

<ご連絡先>

【引受保険会社】  
**三井住友海上火災保険株式会社 神奈川支店横浜第二支社**  
住所：横浜市西区高島1丁目2-5（横濱ゲートタワー21階）  
TEL：045-274-8916  
FAX：045-641-2158

202302/AKD79/D

# 案内図



〒231-0015  
横浜市中区尾上町5丁目80番地  
神奈川中小企業センター9階  
TEL (045)633-5131  
FAX (045)633-5139



<https://www.chuokai-kanagawa.or.jp/>



JR関内駅北口 徒歩5分  
横浜市営地下鉄関内駅 徒歩3分  
みなとみらい線馬車道駅 徒歩7分